

広島市立大学感謝状贈呈規程

平成25年3月26日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学長（以下「学長」という。）が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局等 広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項に規定する学部、附置研究所、附属施設・センター及び事務局をいう。
- (2) 役員 公立大学法人広島市立大学定款第8条第1項に規定する理事をいう。
- (3) 職員 学則第8条に規定する職員をいう。
- (4) 室 公立大学法人広島市立大学事務分掌規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第5号）第3条に規定する企画室、総務室、教務・研究支援室及び学生支援室並びに広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第6条第1項第5号に規定する社会連携センターをいう。

(感謝状の贈呈)

第3条 部局等の長は、役員及び職員を除く個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、学長に対し、感謝状の贈呈に係る推薦を行うことができる。

- (1) 広島市立大学（以下「本学」という。）の教育、研究、課外活動及び福利厚生等において多大な貢献があったもの
 - (2) 本学の教育研究環境の整備に多大な貢献があったもの
 - (3) 本学の学生及び職員の生命、身体等に対する危険を防止したもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、本学に多大な貢献があったと学長が認めるもの
- 2 部局等の長は、前項の推薦を行うときは、推薦書に推薦理由及び感謝状の贈呈を希望する期日を記載し、学長に提出するものとする。
- 3 学長は、第1項の規定による推薦に基づき、感謝状の贈呈を決定する、

(事務)

第4条 感謝状の贈呈に関する事務は、贈呈の事由に関連する業務を主として担当する室において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。